

他の大学院等における研究指導に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 信州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第36条の規定に基づき、信州大学大学院総合工学系研究科の学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」と言う。）において、特定の課題について研究指導を受ける場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(協議)

第2条 大学院学則第36条に規定する協議は、他の大学院等と事前に次の各号に掲げる事項について、主旨導教員が調整の上、研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱
- (5) 授業等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(研究指導の許可)

第3条 他の大学院等において研究指導を受けることの許可は、代議員会の議を経て、研究科長が行う。ただし、研究指導を受ける大学院等が外国にある場合は、学長にその許可を申請するものとする。

(受入れの依頼)

第4条 研究科長は、前条により研究指導を受けることを許可した学生について、大学院等に受入れを依頼するものとする。

(研究指導の手続)

第5条 他の大学院等において研究指導を受けようとする者は、大学院等が国内にある場合は、履修願（別紙様式1）を、外国にある場合は留学願（別紙様式2-1, 2-2）を主旨導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

2 前項において、事前の協議ができない外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする者にあつては、大学院等の受入れを内諾する旨の証明書を添付しなければならない。

(研究指導の許可期間)

第6条 他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、1年以内とする。

(研究課題)

第7条 他の大学院等において受ける研究指導の課題は、研究科の学生として必要かつ適切な指導を受けることが期待できる研究課題とする。

(研究報告)

第8条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、研究指導を受け始めたときは、直ちに研究開始届（別紙様式3）を研究科長に提出しなければならない。

2 他の大学院等において研究指導を受け終わったときは、直ちに研究終了届（別紙様式4）及び研究成果報告書（別紙様式5）に大学院等から交付された研究指導を受け終わったことの証明書等を添付の上研究科長に提出しなければならない。

(授業料の納付)

第9条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、当該期間中においても、信州大学に所定の授業料を納付しなければならない。

附則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年8月26日から施行する。

附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年11月13日から施行する。